

税務・財務情報 第2803号

平成 28 年度税制改正案

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、
より豊かな人生が送れるものと確信しています。
私どもは、情報を、どう使いこなすか？につきまして、
何らかのお役に立てればと願っております。
情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいか！
お考えいただき、お分かりにくい点につきまして、弊社の担当者が
お伺いした場合に、一緒に検討させていただきたく存じます。
税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、
少しでも貢献できればと願います。

友 弘 正 人

株式会社トータル財務プラン



税 理 士 法 人 トータル財務プラン
行 政 書 士 法 人 トータル財務プラン
友 弘 正 人 公 認 会 計 士 事 務 所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>

e-mail topp@hi-ho.ne.jp

平成 28 年度税制改正案

1 はじめに

平成 27 年 12 月に、平成 28 年度税制改正大綱が公表されました。

消費税の軽減税率の導入、法人税率の引き下げ等が柱となっていますので、今回は法人税、消費税に関する項目について紹介したいと思います。

2 法人税率の引き下げ

法人税率が以下のように引き下げられます。

事業年度	税率
H27.4.1～H28.3.31 開始事業年度	23.9%
H28.4.1～H30.3.31 開始事業年度	23.4%
H30.4.1 以後開始事業年度	23.2%

※中小法人等の所得の金額のうち、年 800 万円以下の部分に対する税率は 15%

(平成 30 年 4 月 1 日以後、開始事業年度においては 19%)

3 減価償却制度の見直し

- ①平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備及び構築物の減価償却方法は、定率法が廃止され定額法だけとなります。
- ②中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額（30 万円未満）の損金算入の特例について、対象となる法人から「常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人」を除外した上で、適用期限が平成 30 年 3 月 31 日まで 2 年間延長されます。

4 消費税の軽減税率の導入

平成 29 年 4 月 1 日以後、消費税率が 8%から 10%に引き上げられますが、消費税増税の負担を緩和するために、生鮮食品と加工食品（酒類と外食を除く）及び定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される新聞に対しては 8%の軽減税率が適用されます。

5 消費税のインボイス制度（適格請求書保存方式）の導入

消費税の複数税率が導入されることから、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されます。

新たに商品・サービスの税率、税額、事業者番号を記載したインボイス（税額票）の発行が義務付けられ、インボイスに基づき消費税計算を行うこととなります。

インボイス方式とは、「仕入側である課税事業者は、売上側である課税事業者が発行するインボイスに記載された消費税のみを控除できる」仕入税額控除の方式をいいます。

ただし、インボイスへの完全切替までには時間がかかることから、平成 29 年 4 月 1 日から 4 年間は、既存の請求書・領収書に税率ごとの売上を明記する簡易型の税額票が導入され、平成 33 年 4 月 1 日からは商品ごとの税率・税額を明記するインボイスが導入されます。

また、税額の区分計算が困難な小規模事業者については、売上の一定割合を軽減税率対象の売上とみなすことのできる特例措置が導入されます。

インボイス導入までの間は、売上高に応じて、対応が異なります。

①売上高 5,000 万円超の企業は、現行の請求書に軽減税率対象品目の印をつけることで対応します。

②売上高 1,000 万超 5,000 万以下の企業は、軽減税率対象品目の売上を推計して税額を計算する「みなし納税」が認められます。

複数税率制度に対応した売上税額の計算

2 期前の課税売上高	H29.4.1 以降	H33.4.1 以降
5,000 万円超	区分記載請求書等保存方式 ・軽減税率対象商品の横に※印等をつける ・税率ごとに売上高を明記する	インボイス方式 ・税率・税額を明記 ・事業者番号を記載
1,000 万円超 ～5,000 万円以下	みなし納税（※） 軽減税率対象売上高の割合を算定し、計算する	制度存続は未定
1,000 万円以下	免税	免税

(※)みなし納税の場合の軽減税率対象売上割合

①仕入を区分経理できる小売・卸売事業者

⇒軽減税率対象品目のための課税仕入÷課税仕入総額

②①以外の事業者

⇒通常の連続 10 営業日の軽減対象売上÷通常の連続 10 営業日の総課税売上

③①、②の計算が困難な事業者

⇒50/100

6 高額資産を取得した場合における消費税の中小企業者に対する特例措置の見直し

不適切な消費税還付を防ぐため、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に、高額資産（税抜価額 1,000 万円以上の棚卸資産・調整対象固定資産）の仕入を行った場合、高額資産の仕入等の日の属する課税期間から、当該課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間において、免税事業者を選択することや簡易課税制度の適用を受けることができなくなります。

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に高額資産の仕入等を行った場合に適用されます。

（平成 27 年 12 月 31 日までに締結した契約に基づき仕入等を行ったものは除く）

例：②の年度で高額資産の仕入等をし、③の年度で高額資産の売却した場合

	①課税事業者選択をして 2 年間	②高額資産の仕入等の年度	③仕入等の翌年度及び翌々年度
従前	据え置き	課税事業者（本則） 高額資産の仕入等 ⇒多額の還付	免税事業者又は簡易課税 高額資産を売却 ⇒免税又は負担減
改正後			課税事業者（本則） 高額資産を売却 ⇒多額の納税

従前は、課税事業者になってから 2 年間何もしなければ、3 年目に不動産を購入してもその後に免税事業者・簡易課税制度が適用可能で、これが節税スキームとして利用されていました。

しかし、改正により③の年度も課税事業者（本則）でいなければならなくなり、消費税還付を目的とした高額資産の仕入等はできなくなります。

7 最後に

この度の改正は、平成 28 年夏の参議院議員選挙の影響もあり、平成 29 年 4 月からの消費税率引き上げ時の軽減税率について、1 年前倒しで対象品目（一定の飲食料品・新聞）やインボイス制度が示されています。

社会全体に大きな影響を及ぼす配偶者控除を含む所得控除の見直しは、平成 29 年度税制改正以降に先送りされています。

尚、今後の法令通達により内容が変わる可能性がありますので、ご注意ください。

何かご不明点などありましたら、弊社までお問い合わせ下さい。